

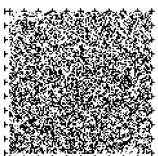
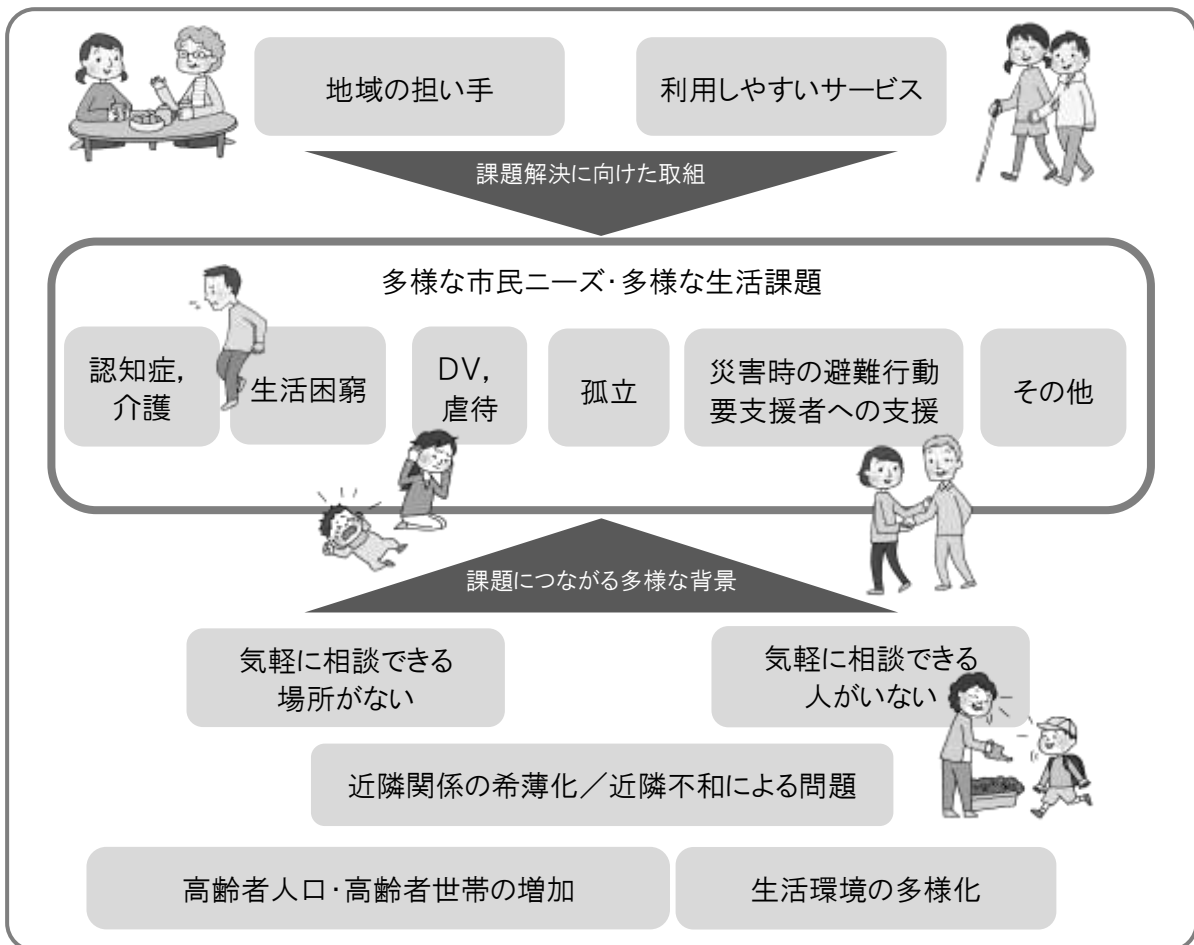
# 第3章 計画の策定に当たって

## 1 計画の目的

地域福祉計画は、保健福祉に関する分野別の計画を地域福祉という視点で横断的につなぐことにより、地域福祉の理念や仕組みをつくっていくもので、対象者は、市内で暮らす全市民となります。

地域の中には、生活困窮やDV、虐待、介護などの問題を抱えながらも、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人がいます。

調布市で生活する市民誰もが、様々な課題を抱えたまま社会的に孤立することなく安心して暮らせるよう、市民、ボランティア、NPO、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の公的機関が相互に協力しながら、地域福祉に関わる全ての人々が一体となり、ともに認め合い、助け合い、支え合う仕組みをつくるためのものです。



## 2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

また、「調布市総合計画」を最上位の計画とし、保健福祉に関する他の分野別計画（「調布市高齢者総合計画」、「調布市障害者総合計画」、「調布市民健康づくりプラン」、「調布市子ども・子育て支援事業計画」）を地域という視点で横断的につなげるとともに、「調布市福祉のまちづくり推進計画」とも連携を図り、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

さらに、調布市社会福祉協議会が策定する「調布市地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、様々な施策や事業を進めるうえで、互いに連携・補完を図ることとします。

なお、この計画は対象者を限定するものではなく、調布市に暮らす全ての市民を対象とした地域の福祉活動を進める計画です。

### 改正社会福祉法 [平成 30 年 4 月施行]

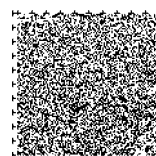
（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

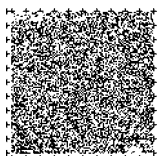
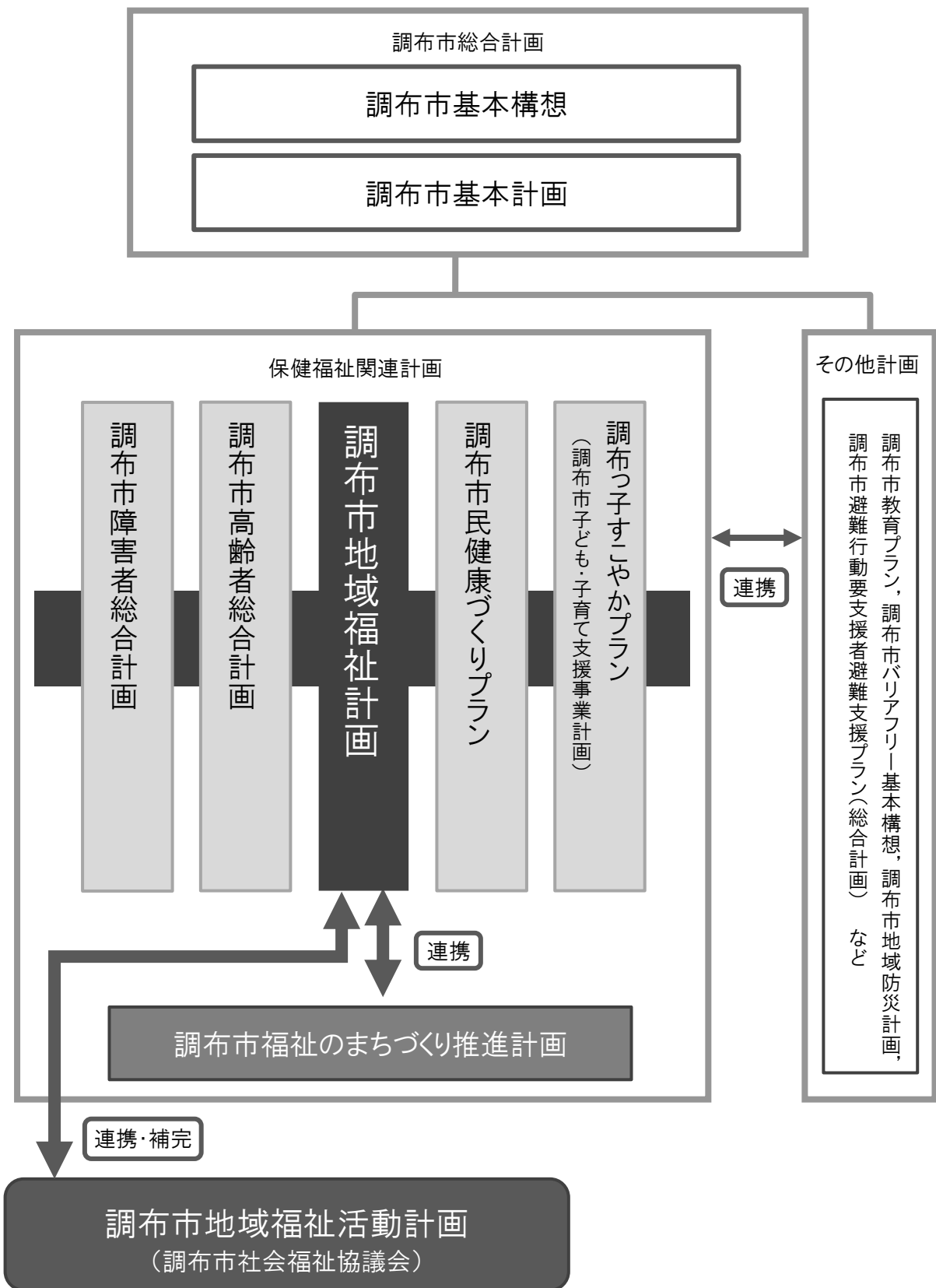
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



■ 計画の位置付け

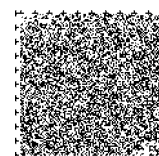


### 3 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成35年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

計画名		年度											
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
調布市総合計画		基本構想											
		前期基本計画											
		改定基本計画				後期基本計画							
<b>調布市地域福祉計画</b>								<b>本計画期間</b>					
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画, 介護保険事業計画)								計画期間					
調布市 障害者 総合計画	調布市障害者計画							計画期間					
	調布市障害福祉計画							計画期間					
	調布市障害児福祉計画							計画期間					
調布市民健康づくりプラン								計画期間					
調布っ子すこやかプラン (調布市子ども・子育て支援事業計画)								計画期間					
調布市福祉のまちづくり 推進計画								計画期間					
調布市教育プラン								計画期間					
調布市住宅マスタープラン								計画期間					
調布市バリアフリー基本構想								計画期間					
調布市地域防災計画		計画期間											
調布市避難行動要支援者避難 支援プラン(総合計画)		調布市災害時要援護者 避難支援プラン(全体計 画, 住民編, 庁内編)				計画期間							
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画		見直し計画						計画期間					



## 4 計画の策定体制

### (1) 調布市地域福祉推進会議

調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を、市民参加により推進するために設置された調布市地域福祉推進会議において、計画の検討を行いました。

### (2) アンケート調査の実施(平成28年度に調布市民福祉ニーズ調査として実施)

市内に住む一般市民、高齢者、障害のある方を対象に、生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。併せて、小地域交流事業の開催地のうち、9箇所でミニアンケートを実施し、地域の現状や課題の把握に努めました。

### (3) 住民懇談会の開催(平成28年度に調布市民福祉ニーズ調査として実施)

東西南北の地域ごとに、地域の福祉課題を認識し、どう取り組むとよいか、住民同士でできる支え合いを検討するために、住民懇談会を開催しました。

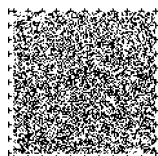
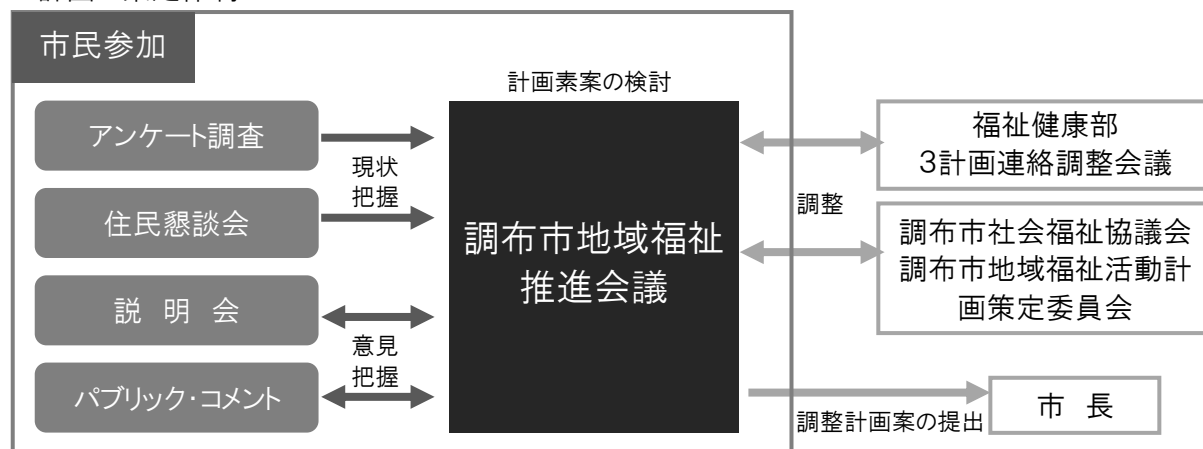
### (4) 説明会の開催

計画案について、市民から意見等を幅広く募集するため、福祉3計画合同説明会及び福祉圏域の8地域で説明会を開催し、意見の把握に努めました。

### (5) パブリック・コメントの実施

計画案について、市民からの意見を幅広く募集するため、市のホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施し、意見の把握に努めました。

#### ■ 計画の策定体制

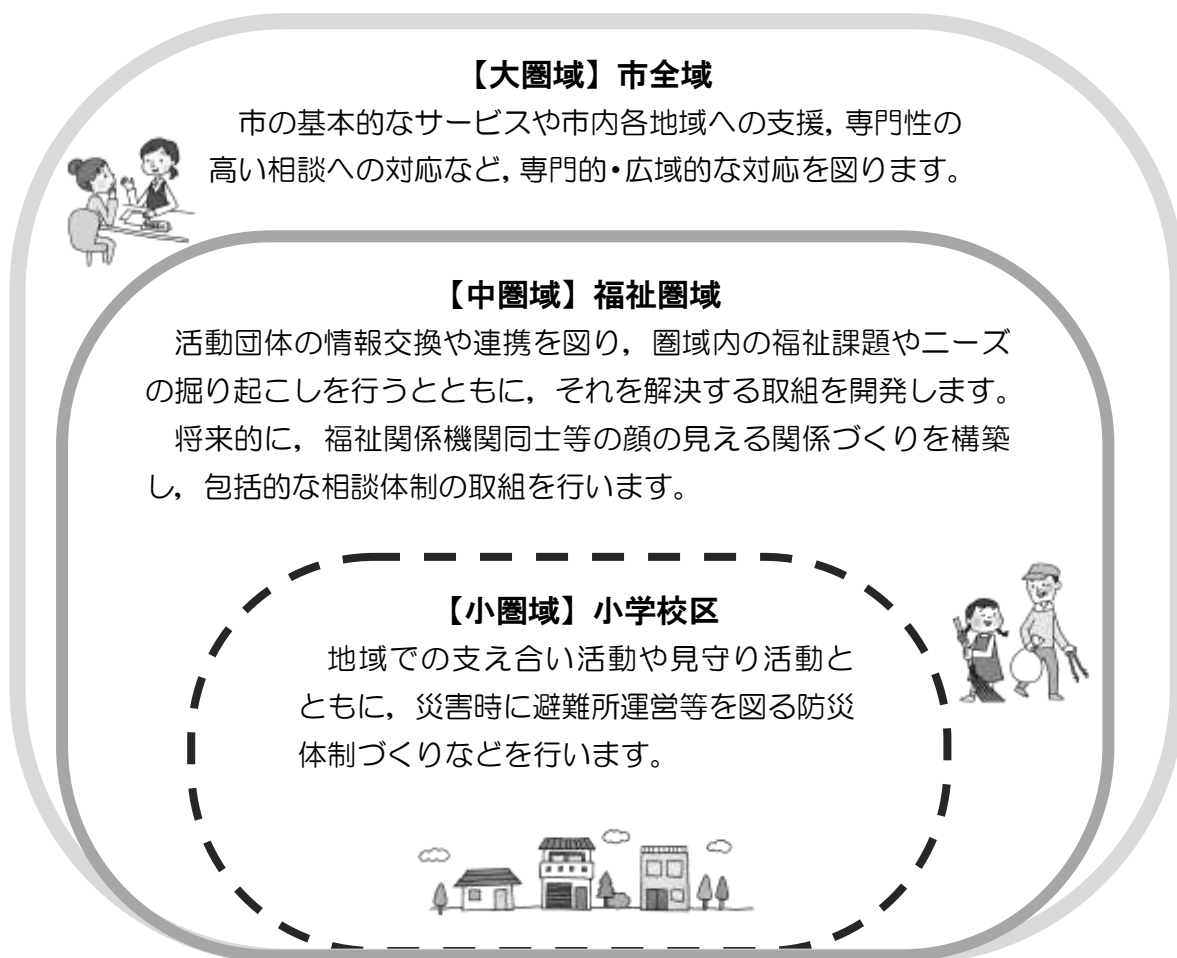


## 5 圏域の範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、市内各地域で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

そのため、調布市では、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

### ■ 3層構造の圏域



上記、市内の3層からなる圏域の他に、市単独では対応が困難なケースや専門性の高い対応が必要な場合は、東京都や近隣市などとの広域連携を図ります。

【中圏域】福祉圏域については、複数の小学校区で構成される中学校区規模の圏域で、基本計画における東西南北の広域的地域を参酌し設定しています。

